

令和3年度社会福祉功労（介護老人保健施設事業）

	推 薦 基 準
知事 表彰	<p>【施設の長】</p> <p>1 年 齢 50歳以上 2 従事年数 原則20年以上 3 現に施設の長として在職している者 4 備 考</p> <p>上記2については、複数の介護老人保健施設の長として在職した経歴を有する場合は、その年数を通算して20年以上になるときは可とする。</p> <p>上記2に該当しない場合であっても、以下のア又はイのいずれかを満たす場合については、表彰の対象とする。</p> <p>ア 介護老人保健施設の長として、概ね10年以上の経歴を有するものであって、介護老人保健施設の従事者（各職種）としての経歴と通算して、20年以上となる者。</p> <p>イ 介護老人保健施設の長として、概ね10年以上の経歴を有するものであって、介護老人保健施設の従事者（各職種）としての経歴と通算して15年以上となり、これに加えて、介護老人保健施設以外の、保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者（各職種）としての経歴を通算して、20年以上となる者。</p> <p>【従事者】</p> <p>1 年 齢 45歳以上 2 従事年数 原則20年以上 3 現に施設の従事者として在職している者 4 備 考</p> <p>上記2については、複数の介護老人保健施設の従事者として在職した経歴を有する場合は、その年数を通算して20年以上になるときは可とする。</p> <p>上記2に該当しない場合であっても、以下の場合については、表彰の対象とする。</p> <p>介護老人保健施設の従事者（各職種）として、15年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設以外の保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者（各職種）としての経歴を通算して、20年以上となる者。</p>

	推 薦 基 準
部長 表彰	<p>【施設の長】</p> <p>1 年 齢 50歳以上</p> <p>2 従事年数 原則15年以上</p> <p>3 現に施設の長として在職している者</p> <p>4 備 考</p> <p>上記2については、複数の介護老人保健施設の長として在職した経歴を有する場合は、その年数を通算して15年以上になるときは可とする。</p> <p>上記2に該当しない場合であっても、以下のア又はイのいずれかを満たす場合については、表彰の対象とする。</p> <p>ア 介護老人保健施設の長として、概ね10年以上の経歴を有するものであって、介護老人保健施設の従事者（各職種）としての経歴と通算して、15年以上となる者。</p> <p>イ 介護老人保健施設の長として、概ね10年以上の経歴を有するものであって、介護老人保健施設の従事者（各職種）としての経歴、これに加えて、介護老人保健施設以外の、保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者（各職種）としての経歴を通算して、15年以上となる者。</p>
	<p>【従事者】</p> <p>1 年 齢 45歳以上</p> <p>2 従事年数 原則15年以上</p> <p>3 現に施設の従事者として在職している者</p> <p>4 備 考</p> <p>上記2については、複数の介護老人保健施設の従事者として在職した経歴を有する場合は、その年数を通算して15年以上になるときは可とする。</p> <p>上記2に該当しない場合であっても、以下の場合については、表彰の対象とする。</p> <p>介護老人保健施設の従事者（各職種）として10年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設以外の保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者（各職種）としての経歴を通算して、15年以上となる者。</p>

- 注1 現施設以前の施設の長としての経歴に、法人の理事長としての経歴は含まない。
- 2 施設の長が、県に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第2号に規定する「代表者」として届出がなされている者であって、同項第10号に規定する「管理者」として届出がなされている者以外については、別紙「介護老人保健施設代表者の専権業務について」に掲げる業務を行っている者に限り、推薦できるものとする。

「介護老人保健施設代表者の専権業務について」

1. 施設経営

① 人事管理

- ・ 人事配置 → 各セクションの利用者数に応じて適正配置を常時検討する。
- ・ 人事考課 → 昇給、賞与の査定の評価のため管理者から定期的に報告を受ける。
- ・ 勤怠評価 → 常時（勤務状況を把握し、研修、賞罰等に反映させる）
- ・ 職員採用 → 欠員の都度

② 財務管理

- ・ 請求決裁 → 年間の収支見込を試算するとともに、定期的（介護報酬、自己負担等）に決裁を行う。
- ・ 支払決裁 → 通年（一定額は管理者に委任、後に報告を受ける。高額については直接執行）

③ 業務管理（基本的にはこの部分を管理者に委任）

- ・ 苦情対応 → 常時（軽微なものは管理者で対応、後に報告を受ける。重大なものについては、直接対応）
- ・ 実地指導、第三者評価等対応 → 業務の執行状況を管理者から定期的に報告を受け、実地指導、第三者評価等について適時対応

④ 危機管理 → 通年24時間対応（受傷・死亡事例発生時、食中毒・施設内感染発生時に顕著）

⑤ 幹部職員の教育 → 適時

- ・ 制度改正や、都道府県からの関係通知、通達のある度
- ・ インフルエンザ、レジオネラ症、食中毒の流行時期
- ・ 疥癬等施設内感染の発症、骨折事故等の発生時
- ・ 苦情（重大な）発生の都度

2. 地方連携

地方自治体や地元医師会等との連絡調整

- (例)
- ・ 自治体審議会、運営委員会、サービス評価等出席
 - ・ 県老健団体行事出席
 - ・ 認定審査会出席
 - ・ 医師会等出席

